

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

市町村名 (市町村コード)	高島市 (252123)	
地域名 (地域内農業集落名)	今津地域 構地区 (構)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月26日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地区内には主業とする認定農業者はいない。すでに近隣の法人等に集積がすすんでいることから、小規模および自給的農業者は同様に集積がすすむと見込まれる。

・地区内の農業者が減少することは、農業施設の維持管理が困難になるなど、農業全般の機能低下に結びつく。特に用水路の維持管理については、経年劣化が激しく土地改良区事業で改修計画はあるものの、将来への不安材料となっている。また、世代をつなぐ農村まるごと保全対策も当初から取り組んでいるが、共同作業や施設の維持体制が高齢化や減少による集落機能低下とともに、農業者の減少が拍車をかけると想定される。

・担い手に集積されると同時に、集約して効率化を図るとことは重要で、水系等に合わせた手法の確立が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻栽培を中心に、担い手や担い手組織が効率よく生産できるよう、集落機能の維持体制づくりが必要となってくる。

地域は乾田圃場であるので地域内の水路施設が経年劣化などに対する対策を講じ維持できれば、水稻以外の作物を効率よく栽培できる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業組合組織が農業者の効率化や減少等にもない弱体化しているなかで、農用地の効率利用をはかる集積・集約につながる体制づくりは不可欠である。地域計画を目標に到達させるためには、計画樹立後の推進体制と集落農業組織や関係団体との連携が中規模エリアで機能させることが重要であり、集落組織と担い手経営体、農業者の情報共有は、そのベースとなるものであることから周知と体制づくりに取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基に、集落単位組織である農業組合組織の機能維持を図る中で、農地中間管理機構を活用し集積・集約をすすめる。
(3)基盤整備事業への取組方針
経年劣化が著しいなか、施設の維持は困難な状況になってきている。制度をフル活用し、できる効率化をはかる中で維持管理に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて作業委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】
①サル等の獣害対策は、獣害防止柵等の設置は困難なため、関係機関と協力し、小規模防御柵や駆除、追い払い体制に取り組む。
⑧制度や助成金等を活用し、用排水路等の維持管理を図る。